

【別紙 2】

本物の出会い 栃木パスポート事業「おもてなし施設」登録要綱

(目的)

第1条 本要綱は、本物の出会い 栃木パスポート事業の「おもてなし施設」の定義、登録及びその他必要な事項を定めることを目的とする。

(おもてなし施設の定義等)

第2条 「おもてなし施設」とは、「本物の出会い 栃木」デスティネーションキャンペーン実行委員会（以下「実行委員会」という。）が発行する本物の出会い 栃木パスポート（以下「パスポート」という。）を提示した来訪者に対して、おもてなしサービスの提供及びスタンプ押印を行う施設をいう。

2 「おもてなし施設」の設置期間は、平成32年3月31日までとする。

3 「おもてなし施設」は、県内の市町、各種団体、企業等の様々な運営主体が運営する観光案内所、観光施設、道の駅、宿泊施設、飲食店、観光土産店、体験プログラム提供施設、スポーツアウトドア施設、日帰り温泉施設、レンタカー店等（以下「施設等」という。）とする。

(おもてなしサービスの定義)

第3条 「おもてなしサービス」とは、実行委員会が発行するパスポートを「おもてなし施設」で提示した来訪者に対し提供する各種割引、プレゼント等の特典・サービスをいう。

2 おもてなしサービスの内容は、「おもてなし施設」の登録申込みを行う施設等が任意に設定できる。

3 実行委員会は、割引等のおもてなしサービスに対する「おもてなし施設」への金銭的補助は行なわない。

(登録)

第4条 「おもてなし施設」として登録を受けようとする施設等を運営する市町、各種団体、企業その他の者（以下「登録申込者」という。）は、様式第1号「おもてなし施設（パスポート発行所）登録申込書」により、本物の出会い 栃木パスポート事務局（以下「事務局」という。）に対して、登録の申込みを行うことができる。

2 事務局は、前項の申込みについて、第6条第1項に照らして登録を行うか否かを決定し、通知するものとする。

3 「おもてなし施設」の登録期間は、第2条第2項で定める期間中の1年間で4月から9月までを上期、10月から3月までを下期と設定し、6か月の期間とする。

【別紙 2】

4 「おもてなし施設」の登録申込みを行った施設等は、登録期間中、原則として登録内容の変更及び参加の辞退ができないものとする。

(登録の更新・変更)

第5条 「おもてなし施設」の登録を行った施設等が登録期間中に更新手続きをしない場合は、期間満了時から次期の6か月も協力可能であるとみなし、次期への登録を自動的に行う。

2 登録期間中に「おもてなし施設」の施設の名称、連絡先及びおもてなしサービスの内容等に変更が生じるときは、当該おもてなし施設の管理者が事務局に様式第2号「おもてなし施設登録変更申込書」を提出の上、協議する。

(登録の取消し)

第6条 「おもてなし施設」の登録申込みを行った施設等における提供予定のおもてなしサービスや運営内容等が以下の場合に該当するときは、登録を行わない場合があるものとする。

- (1) 公序良俗に反する又は反するおそれのある場合
- (2) 消費者の利益を害する又は害するおそれのある場合
- (3) 反社会的勢力等の排除に関する関係法令（栃木県が制定する条例等を含む。）及び関係行政指針に違反する場合
- (4) その他、本事業の円滑な実施に支障を来す又は支障を来すおそれのある場合

2 「おもてなし施設」として登録された施設等におけるおもてなしサービスや運営内容等が前項各号のいずれかに該当するときは、施設登録を取り消すことができる。

(おもてなし施設の表示ステッカー等の掲示)

第7条 「おもてなし施設」は、登録後に事務局より送付される以下の「おもてなし施設」の表示ステッカー等を、分かりやすい場所に掲示するものとする。なお、いずれも登録申込時に配布希望した施設に送付する。

- (1) おもてなし施設ステッカー
- (2) 卓上ミニのぼり
- (3) のぼり旗

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、おもてなし施設の登録等に関して必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附則

この規則は、平成28年10月13日から施行する。